

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年3月30日 14時00分ごろ
発生場所	岐阜県 ^{わのうち} 輪之内町 ^{おおやぶ} 大藪大橋南方（長良川） 大藪三等三角点から真方位140°830m付近 （概位 北緯35°17.6′ 東経136°40.3′）
事故の概要	水上オートバイ水上オートバイⅢ号は、航行中、また、水上オートバイ ^{アールエックスティール} R X T - X ^{エックス} R S 300は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年4月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 水上オートバイⅢ号、0.2トン 240-70580愛知、個人所有 B 水上オートバイ RXT-X RS 300、0.2トン 240-69943愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、特殊小型 B 船長B（中華人民共和国籍）、特殊小型
負傷者	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷後部外板に擦過傷 B 左舷後部外板に亀裂及び擦過傷
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、B船と共に、グループでバーベキューを行っていた長良川左岸（東側）の河川敷を出発し、大藪大橋付近で遊走していた。 A 船は、西進中、船長Aが下流方向に向かう進路にしようと左転中、船首方に船首を東方に向けたB船を認め、B船の船尾側に避けようとハンドルを右に切ったものの間に合わず、左舷船尾部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、A船と共に遊走していた。 B 船は、船首を東方に向けて漂流中、船長Bが左舷船首方に自船に向けて接近するA船を認め、衝突を避けようとハンドルを右に切りながら発進したものの間に合わず、A船と衝突した。 船長Bは、左側背面 ^{ろっ} 肋骨骨折等を負った。 （図1 参照）

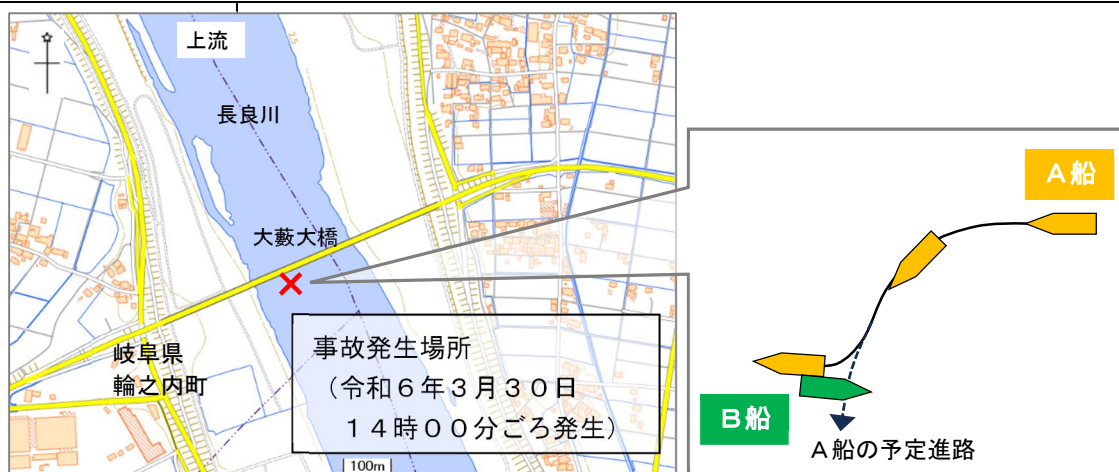


図1 事故発生場所概略図（国土地理院 Web サイト地図を加工）

分析	A 船は、長良川において航行中、下流に向けて左転した際、船首方で漂泊していたB 船と衝突したものと考えられる。 B 船は、長良川において船首を東方に向けて漂泊中、左舷方から接近してきたA 船と衝突したものと考えられる。 A 船は、船長A が、予定進路である左舷船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB 船に気付くのが遅れ、また、B 船は、船長B が、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、自船に向けて接近するA 船に気付くのが遅れ、両船が衝突した可能性があると考えられるが、船長A 及び船長B から必要な情報が得られず、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、長良川において、A 船が航行中、B 船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 水上オートバイの船長は、変針する際、予定進路上の見張りを適切に行い、安全を確認した後変針すること。 ・ 水上オートバイの船長は、漂泊中も周囲の見張りを適切に行い、接近する他船の早期発見に努めること。